

豊川市観光デジタルサイネージ・広告付き総合案内地図板設置事業に係る
プロポーザル提案書評価基準

評価項目	評価の視点	配点	指標
1 業務内容の理解度	業務内容の理解度は十分か	15	業務実施方針の内容
2 実施体制	業務のスケジュールは妥当か 緊急時にも対応できるようサポート体制が整っているか	5 5	スケジュール、実施手順、業務フロー
3 提案内容	仕様書の基本構成を受け、機器・画面構成について見る側がわかりやすいものであるか 観光資源・イベント情報を効果的にPRすることが期待できるようなデザインであるか 広告の募集方法や内容の審査フローが適切であるか 機器設置について、転倒対策や通行路の確保などの安全対策・防犯対策は工夫されているか 次年度以降の保守管理について提案されているか	20 15 10 5 5	提案の内容
4 意欲、説得力	説明に意欲、説得力があり論理的か	5	ヒアリング等の内容
5 協調性	意思疎通が容易で、協調性があるかどうか	5	ヒアリング等の内容
6 業務実績	類似業務を受託し、経験豊富であるか	5	実績件数
7 個別提案内容	上記以外に関する提案はどうか	5	提案の内容
合 計		100	

区分	評価	評価係数
A	特に優秀である／高度な能力を有している／十分な実績がある	1.0
B	優れている／十分な能力を有している／実績がある	0.8
C	平均的・普通である／平均的な能力である	0.6
D	物足りない／若干劣る能力である	0.4
E	不安・不満である／能力が劣る	0.2
F	記載なし／実績なし	0

○評価の方法について

(1) 評価点は以下のとおり算出する

$$\text{評価点} = \text{配点} \times \text{評価係数}$$

(2) コストに係る評価点は、提出された見積書の見積額総額で評価する。

提案書提出者の中で最低見積金額を提示した者の評価点を5点とし、他の提案書提出者が提示する評価点は次の計算式で算出する。

$$\text{最低見積金額} / \text{他の提案書提出者が提示する見積金額} \times 5$$

(小数第1位未満四捨五入)

(3) 評価点が最も高い者を受託候補者とするが、複数あったときは、選定委員会の委員長を除く各委員による投票で上位者を決定する。

(4) 提案書提出者が1者のみの場合で、各選定委員の評価点の平均点が満点の6割を満たすときは、当該提案書提出者を受託候補者として特定する。

(5) 受託候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな受託候補者として手続きを行うものとする。